

下 仁 田 町
小 規 模 契 約
希 望 者 登 録 制 度

【 申 請 の 手 引 き 】

令和8年度～9年度

令和8年1月
総務課財政係

下仁田町小規模契約希望者登録制度について

この制度は、下仁田町が発注する小規模な修繕工事、物品の買入れ、業務委託等に係る契約（以下、「小規模契約」という。）について、町内事業者の受注機会を拡大することにより、地域経済の活性化を図る目的で実施するものです。

下仁田町が発注する小規模契約の見積、契約等の参加を希望する事業者等は、下仁田町小規模契約希望者登録名簿への登録申請が必要となります。

1. 対象となる小規模契約

本制度の対象となる小規模契約の契約金額は、次のとおりです。

- (1) 工事・製造の請負：200万円以下
- (2) 財産の買入れ：150万円以下
- (3) 物件の借入れ：80万円以下
- (4) 財産の売払い：50万円以下
- (5) 物件の貸付け：30万円以下
- (6) 上記に掲げるもの以外：100万円以下

2. 登録できる事業者等

下仁田町内に主たる事業所又は住所を有する事業者等

※法人、個人、経営規模、従業員数は問いません

3. 登録できない事業者等

次のいずれかに該当する事業者等は申請できません。

- (1) 下仁田町内に主たる事業所を有していない事業者等
- (2) 個人事業者で、成年後見人、被保佐人、被補助人又は破産者で復権を得ていない事業者等
- (3) 下仁田町入札参加資格者名簿に登載されている事業者等
- (4) 町税及び町に納付すべき料金を完納していない事業者等
- (5) 希望する業種を履行するために必要な資格、免許等を有していない事業者等

4. 登録の有効期間

【定時登録】 令和8年4月1日～令和10年3月31日

【随時登録】 審査終了日～令和10年3月31日

※期間満了時に登録更新のための申請受付を実施します。

5. 申請期間

【定時登録】

- 受付期間 令和8年3月2日（月）から令和8年3月19日（木）

【随時登録】

- 受付期間 令和8年4月1日（水）から令和10年3月31日（金）

6. 提出方法について

【電子申請】

PCまたはスマートフォン等で申請する場合は、下記のURLまたはQRコードから申請してください。

- ◆ URL : <https://logoform.jp/f/YkGxk>

- ◆ QRコード



【書面による申請】※申請は必ず持参してください。（郵送不可）

- ◆ 申請書提出（受付）場所

申請書に必要な書類を添えて総務課財政係へ提出してください。

- ◆ 受付時間

8時30分～12時00分、13時00分～17時15分

（土曜日、日曜日、祝日及び年末年始を除く。）

- ◆ 申請書配布場所

下仁田町ホームページ「小規模契約希望者登録制度」内からダウンロードしてください。

※総務課財政係窓口でも配布しています。

7. 提出書類

○提出書類（書面による申請の場合のみ）

- ①下仁田町小規模契約希望者登録申請書（様式第1号）
- ②町税等納付状況の確認承諾書（様式第2号）
- ③暴力団等の排除に関する誓約書（様式第3号）
- ④（希望する業種に資格等が必要な場合のみ）業種を履行するために必要な資格、免許等を証する書類の写し
- ⑤その他町長が必要と認める書類

※電子申請の場合は、フォームへの回答により申請書類及び添付書類の提出に代えることができます。

8. 登録者の取扱い

書類審査後、事業者等は「小規模契約希望者登録名簿」に登録されます。この名簿は、庁内に公開し、下仁田町が小規模契約案件を発注する際に業者選定（見積徴収等）に活用されます。

また、契約制度の透明性を確保する目的で、名簿は一般公開しますので、あらかじめご承知おきください。

なお、名簿登録により業者選定や契約締結を確約するものではありません。

※入札参加資格者名簿に登録されている事業者の業者選定を妨げるものではありません。

9. 登録後に登録事項に変更等が生じた場合

令和8年4月1日以降、登録内容に変更等が生じた場合は、速やかに「小規模契約者希望者登録変更等届（様式第5号）」を総務課財政係あてに提出してください。（※電子申請対応）

10. 申請書の書き方

電子申請では、項目の名称等の記載に差異がありますので、ご注意ください。

（1）住所・所在地

主たる事業所の所在地を記入してください。主たる事業所が自宅を兼ねている場合は、自宅の住所を記載してください。

（2）商号・名称

法人の場合は商業登記簿謄本に記載された商号を記載し、個人事業主の場合は、通常使用している名称を記載してください。通常使用する名称がない場合は、記入は不要です。

（3）代表者職・氏名

役職は、法人の場合は商号登記簿謄本に記載された役職名（例：代表取締役等）を記載してください。個人事業主で「商号・名称」がある場合は、「代表」と記載してください。

（4）電話番号

電話番号は、申請内容の確認に使用する場合がありますので、日中ご連絡がつく電話番号を記載してください。

（5）希望業種

5業種以内であれば希望する業種の内容に制限はありません。ただし、その希望業種を履行するにあたって、法的な許可・免許・登録等を要する場合は、その種類・名称等を記載し、免許証等の写しを添付してください。

【業種例】 別冊「下仁田町小規模契約希望者登録制度 登録業種例 一覧表」を参照してください。

○お問合せ先

総務課 財政係

電 話 0 2 7 4 - 8 2 - 2 1 1 0 （ダイヤルイン）